

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年1月27日 08時29分ごろ
発生場所	阪神港神戸第1区新港第4突堤Q2岸壁 神戸メリケンパークオリエンタルホテル灯台から真方位081° 1,310m付近 (概位 北緯34°40.9′ 東経135°12.2′)
事故の概要	コンテナ船あしやは、離岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 あしや、749トン 140383、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、篠 野海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁等 コンクリートに欠損、岸壁の車止めに破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 兵庫県神戸市には、1月26日21時49分に強風波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、船首方の隣接する岸壁に停泊中の他船（以下「本件他船」という。）が存在する阪神港神戸第1区新港第4突堤Q2岸壁（以下「本件岸壁」という。）に、船首を南方に向けて出船右舷着けの状態から全ての係船索を放し、船長が離岸操船を開始した。 本船は、船長が、主機、舵及びバウスタを操作して船尾を本件岸壁から離そうとしたものの東風により離すことができなかったため、主機を前進にかけ、バウスタを船首が左方に向く回転として船首を本件岸壁から離れたのち、本件他船を避けて左に旋回したところ、圧流され、右舷船首部が本件他船に接近したため主機、舵及びバウスタを種々操作したものの右舷船尾部が本件岸壁に衝突した。 船長は、綱放し作業員を依頼したうえで、前部スプリング（船首から後方に導いて船の前方への動きを抑える係船索）を活用して離岸すれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風波浪注意報が発表され、船首方の隣接する岸壁に本件他船が停泊する中、離岸する際、船長が、全ての係船索を放したこと

	<p>から、東風により船尾を岸壁から離すことができず、主機等を種々操作したものの圧流され、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風波浪注意報が発表され、船首方の隣接する岸壁に本件他船が停泊する中、離岸する際、船長が、全ての係船索を放したため、東風により船尾を岸壁から離すことができず、主機等を種々操作したものの圧流され、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い風の吹く状況で離岸操船の際、隣接する岸壁に係船中の他船が存在する場合は、圧流されることを考慮し、綱放し作業員を依頼して操船に必要な係船索を残しておき、適切に活用することが望ましい。